intense lab

目次

- 1. 楽曲の基本的な権利(原盤権・著作権)
 - ①著作権
 - ②原盤権(レコード製作者の権利)
- 2. YouTube での利用
- 3. 広告での音楽使用料
- 4. その他の利用範囲(SNS 等)・Q&A

1. 楽曲の基本的な権利(原盤権・著作権)

すべての配信楽曲は、動画などの二次利用に対して許諾しております。 権利は譲渡・ライセンスされる(フリーミュージック)ものではないのでご注意ください。

① 著作権について

著作権は JASRAC · NexTone に登録しております。

安心して映像コンテンツにご利用いただけます。

- ※演奏権の一部「演奏会」を除き、すべての権利を信託・委任しております。
- ※著作権の確認方法ついて詳しくはこちら

・許諾料(二次使用料)について

動画などで使った場合は使用料をお支払いいただく必要がございます。

使用料を払うのは動画作成者かサービス提供者が支払うかは決まっておりません。

サービスによっては JASRAC と利用許諾契約を結び、一括で支払っているケースが多くございます。詳しくはサービス提供者にご確認ください。

また JASRAC が公開している利用許諾契約を締結している UGC サービスからもご確認いただけます。

◇区分別の使用料



【複製】その都度使用料をお支払いいただく必要がございます。詳細は <u>録音物・映像ソフト・出版物などの製</u>作 よりご確認ください。

【複合】放送/通力ラ:利用許諾契約を結んでおりますのでサービス提供者が一括で支払いを行っております。 【配信】利用許諾契約を締結している UGC サービスにあるものはサービス提供者が一括で支払いを行っております。記載のないサービスでも支払いを行っている場合がありますのでお問い合わせください。 【広告】その都度使用料をお支払いいただく必要がございますが、店舗やイベント会場などが支払っているケースもございますのでお問い合わせください。詳しくは広告での音楽使用料をご確認ください。 【演奏・ゲーム】利用頻度が低いため、割愛させて頂きます。

② 原盤権(レコード製作者の権利)について

弊社の楽曲には intenselab レーベル(CD 番号:ITLB,ILCA)作品と他レーベル作品がございます。 日本レコード協会・インディペンデントレコード協会に二次使用料請求権や送信可能化権など 一部管理委託しております。

それ以外の権利についても弊社で保有または許諾を得ております。 動画などの二次利用は全て許諾しておりますのでご安心ください。

許諾料について

日本レコード協会・インディペンデントレコード協会が集中管理している テレビ・ラジオ放送に関しては放送局が一括して権利使用料を支払います。 それ以外の二次利用に関しては、intenselab records(CD 番号:ITLB,ILCA)作品は無償です。 その他レーベル作品は許諾料をお支払いしていただく可能性がございます。 他レーベルの許諾料を確認したい場合には下記リンクから一度お問い合わせください。 問い合わせフォーム

【原盤権】

原盤権	ITLB·ILCA	その他のレーベル
放送	0	0
配信(同時配信・見逃し)	0	0
YouTube	∆(YouTube⊚のみ)	∆(YouTube⊚のみ)
EC サイト	0	〇※許諾が必要
会場イベント	0	〇※許諾が必要
DVD化	0	〇※許諾が必要
SNS	0	〇※許諾が必要
CM	〇※使用料発生	〇※許諾が必要

【著作権】

著作権	ITLB·ILCA	その他のレーベル
放送	0	0
配信(同時配信・見逃し)	0	0
YouTube	0	0
EC サイト	〇※使用料発生	〇※使用料発生
会場イベント	〇※使用料発生	〇※使用料発生
DVD化	〇※使用料発生	〇※使用料発生
SNS	※別紙資料参照	※別紙資料参照
CM	〇※使用料発生	○使用料発生

※<u>別紙資料</u>に記載がある SNS では問題なくご利用いただけます。

2. YouTube での利用

YouTube のすべての動画投稿に対し許諾しておりますが 再生回数による動画収益を得ることができなくなる楽曲が含まれています。 <u>Digin</u>で「YouTube OK©」マークが付いている楽曲は収益が無くなる心配もなく利用可能です。 付いていない楽曲はご注意ください。

Google のシステムにより他レーベルの楽曲と誤認されるケースが稀に発生する可能性があります。「YouTube OK◎」の楽曲が原因で収益化できなくなってしまった場合は
YouTube アラート解除依頼からお問い合わせください。

・広告動画での利用について

YouTube に許諾が必要な権利は大きく分けて「原盤権」と「著作権」になります。

【原盤権】

弊社ではすべての動画に対し、無償許諾しております。 許諾方法は権利者が設定でき、権利侵害として動画を削除することも可能です。 詳しくは YouTube コンテンツ ID について をご確認ください。

【著作権】

動画の目的で許諾方法が異なりますので以下をご確認ください。 必要な場合は JASRAC の許諾方法に沿って手続きをお願いします。

①投稿目的動画

JASRAC と YouTube は利用許諾契約を締結しております。 これは YouTube が一括して権利使用料を支払うことで許諾しております。 投稿者が許諾申請や使用料支払いを行う必要はございません。

②広告(投稿目的動画式)

広告目的に作成されたものではなく投稿動画を活用して広告で利用する場合は 利用許諾契約範囲内として考えられます。

投稿者が許諾申請や使用料支払いを行う必要はございません。

③広告(広告目的)

広告を目的とした動画に関しては広告目的複製と広告展開利用の申請が必要です。

·広告目的複製

権利者の指値にあたる部分になります。

弊社楽曲は無償許諾しており JASRAC に申請する必要はございません。

·広告展開利用

JASRAC に使用料を支払うことで許諾しております。申請はこちらから行うことができます。

④その他のケース

動画のリンクを外部サイトに付けて利用する場合 利用許諾契約範囲内となりますが以下の場合を除きます。

- ・リアルタイム配信をしている場合
- ・外部サイトで収入(広告収入を含む)を得ている場合

このケースは、インタラクティブ配信使用料をお支払いいただくことで許諾しております。 申請方法はこちらからお願いします。

3. 広告での音楽使用料

【原盤権】

弊社の楽曲には intenselab レーベル(CD 番号:ITLB,ILCA)作品と他レーベル作品がございます。 intenselab レーベル(CD 番号:ITLB,ILCA)作品は無償です。

その他レーベル作品は許諾料をお支払いしていただく可能性がございます。

他レーベルの許諾料を確認したい場合には下記リンクから一度お問い合わせください。

問い合わせフォーム

【著作権】

·広告目的複製

権利者の指値にあたる部分になります。

弊社楽曲は無償許諾しており JASRAC に申請する必要はございません。

·広告展開利用

JASRAC に使用料を支払うことで許諾しております。申請はこちらから行うことができます。 ※YouTube 広告につきましては使用料を YouTube が支払うケースがございます。

4. その他の利用範囲(SNS 等)・Q&A

楽曲報告書を記入する必要はありますか?

フィンガープリント(FP) 対応の放送局の番組報告書のご記入は不要かと存じます。

弊社では、すべてのフィンガープリントへの登録が完了しております。

ただし、フィンガープリント未対応の放送局は指定のフォーマットにて報告が必要な場合がございます。詳し くは放送局にお問い合わせ下さい。

同時配信・見逃し配信で利用しても良いですか?

ご利用いただけます。

著作権は著作権管理団体(Jasrac / Nextone)に信託/委任しており

原盤権(著作隣接権)は日本レコード協会/インディペンデントレコード協会に加盟/ 委任しております。不透明な権利は無く安心してご利用いただけます。

※包括契約をしていないサービスの利用は別途使用料が発生する恐れがございますのでご留意ください。

YouTube で利用しても良いですか?

Dig in!で確認できる「YouTube OK◎」マークが付いている楽曲であれば利用が可能です。 付いていない楽曲は動画収益を得ることができなくなる可能性がございます。 詳しくは下記のリンクからご確認ください。

YouTube での利用に関して

SNS では利用可能ですか?

著作権管理団体(Jasrac /Nextone)と契約をしている SNS であれば問題ございません。 下記 URL からご確認下さい。

利用許諾契約を締結している UGC サービスの一覧

イベント・ショールーム・スーパーなどでの利用は可能でしょうか?

ご利用いただけます。楽曲を利用する場所が Jasrac と契約を結んでいるかご確認下さい。 契約していないようであれば別途使用料がかかる恐れがございます(1回数円程度)。

各種施設での BGM 利用

原盤権に関しては無償で許諾しております。ご利用の際は一度お問い合わせ下さい。 楽曲利用申請フォーム

番組を DVD 化する際にも楽曲は利用できますか?

DVD に収録する権利は「複製」の"ビデオグラム"に該当します。

ビデオグラムに〇が付いていれば利用可能ですが、著作権管理団体が定めた別途使用料が発生する可能性 がございます。

下記の URL より料金の簡易シミュレーションができます。是非ご活用ください。

使用料計算シュミレーション

TVCM 使用料金は大体いくらですか?

何回放送されるかによって料金が変動します。

もしご利用になられる場合は放送前に一度お問い合わせください。

楽曲利用申請フォーム

海外に番組を販売する時、音楽を差し替える必要がありますか?

Jasrac レパートリーが管理されている国/地域においては、使用料を徴収することができ、別途使用料が発生することはございません。

Jasrac レパートリーが管理されている国/地域

原盤権に関しては無償で許諾しております。ご利用の際は一度お問い合わせ下さい。

楽曲利用申請フォーム

配信限定楽曲は番組に利用しても良いでしょうか?

利用可能です。

権利に関しては CD と同じく条件を満たしておりますのでご利用ください。

ただし、CD番号が無いため楽曲報告書の作成が難しい場合があると思われます。

詳しくは各放送局にお問い合わせください。